

2024年2月1日

各位

公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇



令和6年能登半島地震義援金募集のお願い（趣意書）

令和6年能登半島地震で被災された皆さま ならびにご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

日本臨床工学技士会では、下記のとおり、令和6年能登半島地震災害による義援金を受け付けております。皆さまからお寄せいただきました義援金は、石川県が実施されている「令和6年（2024年）能登半島地震に係る災害義援金」に寄付いたします。

皆さまには、ご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 目的

能登半島を震源とする地震で被災された方々を支援するための義援金として石川県（北國銀行県庁支店）に寄付いたします。 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>

2. 受付期間

2024年2月1日(木)から2024年5月31日(金)までの間にお申し込みください。

3. ご協力の手順等

【手順1】申込フォーム：<https://ja-ces.info/donation/input.asp>に必要事項を入力してください。

【手順2】当該義援金の専用口座から振込みをお願いいたします。

- 銀行名：みずほ銀行 本郷支店
- 口座番号：申込みの後、お知らせいたします
- 口座名義：日本臨床工学技士会令和6年能登半島地震義援金口座
- カナ：ニホンリンショウコウガクギシカイレイワロクネンノトハントウジシンギエンキンコウザ

注意事項

- ・義援金の額（あくまで目安）は、個人の方：1口5,000円、団体の方：1口50,000円をお願いいたします
- ・ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途かかる場合がございます
- ・お振込みの際、通信欄等に氏名と登録番号を記入してください ※登録番号は、登録後、メールにてお知らせいたします
- ・登録番号の記入がない場合あるいは誤っている場合は、寄附者の確認ができませんので、ご注意ください

4. 義援金の税法上の取扱い

- ・日本臨床工学技士会令和6年能登半島地震義援金口座への振り込みの証または当会が発行する領収証明書をもって寄付金控除および損金算入することができます。詳細は、国税庁の「義援金に関する税法上の取扱いFAQ：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-048/index.htm>」でご確認ください。
- ・個人の方は、確定申告の手続きによって、義援金のうち2,000円を超える部分は所得税の寄付金控除、住民税の税額控除が受けられます。ただし、控除には限度額があります。確定申告の際、郵便振替で支払った場合の半券や銀行振込みで支払った場合の振込票の控えと併せて、この趣意書（口座番号が記入されたもの）を提出または提示ください。
- ・団体（法人）の方は、全額が損金の額に算入されますので、この趣意書を保管ください。

※関係法令：法人税法第37条3項

5. 領収証明書の発行

- ・領収証明書を希望の方につきましては、募金受付期間の終了後、速やかに発行いたします。
- ・発行できる領収証明書は1件の入金に対して1枚となります。分割発行はいたしかねます。

6. お問い合わせ

公益社団法人日本臨床工学技士会 事務局

電話：03-5805-2515 e-mail：office2@ja-ces.or.jp

以上